

## 平成28年度事業計画

### 【基本理念】

施設利用者に「安全」が満たされた上で、「安心」した気持で生活が継続でき、心身共に状態が「安定」し、楽しみや喜びを感じられる生活のお世話を提供していきます。

### 【実施事業】

- 1 第一種社会福祉事業
  - (1) 介護老人福祉施設はかた寿園の設置経営
- 2 第二種社会福祉事業
  - (1) 短期入所生活介護事業所はかた寿園の設置経営
- 3 要介護認定調査受託事業の実施

### 【事業運営基本方針】

- 1 老人福祉法で定める基本的理念及び介護保険法で定める目的である「自立支援・尊厳の維持」に添って事業を運営する。
- 2 処遇に関しては、ケアプランが適切に実施され、介護相談及び援助、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話等を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう努める。
- 3 事業所経営においては、適正・効率化に努める。長期的な計画としては50床から80床規模に増床をめざし、経営の安定化を図る。
- 4 高品質なサービスを提供するために、職員の資質向上を図るとともに、運営体制の強化、効率化のための情報収集や対応策検討、また、近年発生が予想されております南海地震等に備えた防災対策を実施、また、社会福祉法人としての専門性を生かした社会貢献活動を行うことにより、地域から信頼、必要とされる施設になれるよう、各種事業に取り組みます。

### 【平成28年度事業計画】

#### I 重点目標

- (1) 介護保険制度に沿った事務事業の対応を適切に行う。
- (2) 関係する機関との連携を密にし、協力体制の確保に努める。
- (3) 地域ボランティア団体との協力体制の確保に努める。
- (4) 家族会との連携を密にし、利用者、家族の声を施設運営に反映するよう努める。
- (5) 職員連絡会、身体拘束廃止検討会、事故・リスク対策委員会、入所検討委員会、感染対策委員会、褥瘡対策委員会、医療的ケア推進委員会、ケアカンファレン

ス、給食検討会、入浴委員会及び各種勉強会の充実を図り、職員の資質の向上と社会福祉の環境の変化に柔軟に対応できる組織づくりに努める。

喀痰の吸引等の資格認定を積極的に受け、重度化される入所者への介護力強化に努める。

- (6) 地域公益事業の取組みに努めるとともに、社会福祉充実事業等の地域福祉向上のための活動を検討及び実施するものとする。

## II 事業計画

### 1 事業別事業計画

#### (1) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

- 利用者の自立支援と日常生活の向上を目指し、利用者主体の運営を推進する。
- 安全な介護サービスの提供と介護事故予防に努め、常に利用者を取り巻く環境に留意し、安全・快適な生活空間を演出する。
- 利用者の選択性を高める工夫を考慮し、次の事項を推進する。
  - イ 施設サービス計画（ケアプラン）に基づく処遇を行い、記録する。
  - ロ 利用者の希望に沿った諸行事を計画し実行する。
  - ハ 利用者の健康管理に留意し、疾病予防に努める。
  - ニ 適時、施設サービス計画（ケアプラン）の見直しを確実に行う。
  - ホ 処遇のマニュアル化を図る。
  - ヘ 空きベッドの減少に努める。
  - ト 効果的ケアの推進に努める。
  - チ 利用者の入所に当たっては、「特別養護老人ホーム入所指針」に従って適正な入所を行う。

#### (2) 短期入所生活介護事業所事業（短期入所、介護予防短期入所）

安心して利用できる安全な短期入所介護に努め、利用者の状況・状態の把握、家族との連携を密にし、生活の快適性、再度利用したくなるような充実した生活を演出し、在宅介護が継続できる事を目的に、次の事項を推進する。

- イ 利用者及び家族の希望に沿った処遇を行う。
- ロ 短期入所生活介護計画（ケアプラン）に基づく処遇を行い、記録する。

#### (3) 要介護認定調査受託事業

利用者の介護認定調査について受託し、公正・的確な調査に努める。

### 2 施設、設備

設立当初から16年が経過し、施設、設備ともに老朽化が進む中で、利用者の介護度状態も重度化してきており、実情に対応するため適宜改修が必要であり、それらを踏まえて事業運営を推進する。

- (1) 施設、設備の保全管理に努めると共に、環境美化の維持に努める。

- (2) 食中毒等の発生を防止するため、害虫等の発生予防及び駆除に努める。
- (3) 利用者に落ち着ける生活空間を提供できるように努める。
- (4) 優先順位を設け、利用者の生活に支障が出ないよう計画的に設備の改修を実施する。

### 3 非常災害対策

はかた寿園は要介護状態の利用者を抱える事業所であり、想定される災害リスクに対する意識のレベルは一般の事業所より高くあるべきと考えられる。そこで、被害を受けた類似施設の教訓を踏まえ、非常災害対策について次の事項について認識を高め、取り組みの強化を進める。

- (1) 法令等を遵守し、防災設備の維持に努める。
- (2) 消防訓練・避難訓練を年2回実施する。
- (3) 緊急時の対応について、周知徹底を図る。

### 4 職員

- (1) 法人の定款、規則、規程等を遵守し、職員相互の協力関係を築くため、勉強会、親睦会、諸行事を通じて連帯感の醸成に努める。
- (2) 職員の健康管理に努める。
- (3) 職員の職務意欲の向上を図るため、研修の機会、資格取得の援助・協力を行う。

### 5 資金計画

- (1) 社会福祉法人の「指導指針」に沿って、適正な会計処理を行う。
- (2) 平成28年度資金収支予算書に基づいて、適正・的確に執行する。

### 6 情報の公表（広報誌の発行等）

はかた寿園での生活を通して、利用者、家族、職員が相互に交流し、施設運営の情報を公開することを目的として随時発行する。また、季節に沿って園内の諸行事などを伝える紙面として「ほっこり」を随時発行及びホームページを活用し、利用者、家族が園内での生活の様子を身近に感じていただくように努める。